

平成 29 年 8 月 1 日  
(2017 年)

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者等  
の指定の取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者等の指定を取り消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| (1) 事業者名 | 株式会社アミカル          |
| (2) 代表者  | 代表取締役 上田 千波       |
| (3) 所在地  | 大阪府吹田市岸部南一丁目7番11号 |

2 対象事業所

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 事業所名               | ヘルパーセンターアミカル   |
| (2) 所在地                | 吹田市岸部南一丁目7番11号 ネオセレス五番館 103号                                       |
| (3) サービスの種類<br>及び指定年月日 | 訪問介護（平成28年9月1日指定）<br>介護予防訪問介護（平成28年9月1日指定）<br>第1号訪問事業（平成29年4月1日指定） |
| (4) 事業所番号              | 2771606247   |

3 指定の取消年月日

平成 29 年（2017 年）8 月 31 日

4 指定を取り消す理由

- (1) 法第 77 条第 1 項第 9 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 8 号（不正の手段による指定）に該当

平成 28 年 7 月 29 日付けの訪問介護等の指定申請時に、管理者及びサービス提供責任者となる者が当該事業所において常勤として勤務することができないにもかかわらず、常勤の管理者及びサービス提供責任者であるとして記載した「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、不正の手段により指定を受けた。

- (2) 法第 77 条第 1 項第 10 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号（届出義務違反）に該当

平成 28 年 11 月 1 日から平成 28 年 12 月 2 日まで、株式会社アミカルと雇用契約を締結していない者を、サービス提供責任者として訪問介護員等の業務管理や訪問介護の業務を行わせていた。

また、サービス提供責任者について、変更があったにもかかわらず、法第 75 条第 1 項及び第 115 条の 5 第 1 項の規定に基づく変更の届出を行わなかった。

- (3) 法第 77 条第 1 項第 6 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号（不正請求）に該当

利用者 17 名のうち 16 名については訪問介護計画の作成等をしていないにもかかわらず、少なくとも平成 28 年 11 月分から平成 29 年 1 月分までの間、介護給付費を不正に請求した。

(4) 法第 115 条の 45 の 9 第 6 号（法令違反）に該当

指定第 1 号訪問事業所（訪問介護相当サービス）と一体的にサービス提供を行うことができる指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所において上記（1）～（3）のとおり不正が行われた。

5 経済上の措置

(1) 不正の手段による指定を受けたため、本市、及び他市町村から受領した介護給付費の全てについて、指定日に遡り返還するように指示をしています。また、偽りその他不正の行為により介護給付費の支給を受けたため、本市から受領した介護給付費に 100 分の 40 を乗じて得た額（以下「加算金」という。）の支払いをさせるとともに、他市町村から加算金の支払いを求められた場合にも、これに応じるよう指示しています。

(2) 返還金額等

吹田市分	466,474 円	（返還額：333,196 円、加算金：133,278 円）
他市分	7,823,539 円	（加算金を除いた返還額）

（お問合せ先）

吹田市福祉部福祉指導監査室

介護事業者担当

電話番号：06-6155-8748（直通）